

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

2. 57. Aの請求は認めらる。

第1設問(2)12217

1. AはDに対し、林木②のD所有の建築物に付合したことに基
て、192条、197条、198条、199条に基づき、その価額の償
還を請求する。この請求は認めらる。

(1) Aの請求は認めらる。理由は、① 建築物と林木②の付合、
② ①に基づき、Aの損失が生じたこと、Dは法律上の原因なく付合に伴う
利益を得たこと、③ ②に基づき、Aの損失を回復するべき主張。
立証責任はAにあり、Aは立証した。

(2) 林木②は、CD間の請負契約に基づき、建築物のリフォームに
供され、現在は同建築物の柱として利用されている。建築物の柱は構
造上容易に取り外せられず、この点から、林木②は建築物
に付合したと認めらる。第1項、Cは林木②につき、無
権利であり、Dは林木②を使用してリフォームをしたこと、その利益
を享受するにつき、法律上の原因はない。Aは林木②の付合を主張した
が、林木②は取り得る利益を損失と見ていないと認めらる。

(3) 57. Aの請求原因事実が存在するに認めらる。

2. 1221721. Dは、林木②を柱として利用することにより利益を
192条に基づき即時取得したことに基き、Aの請求は認めらる。この点
は認めらる。

(1) 192条に基づき即時取得が成立した事実、第1の2(1)と同
様である。

(2) 本件につき、DはCとの間の請負契約に基づき建築物のリフォーム

12217. 林木②につき利益を得たこと。契約に基づき林木②の平積
材の10%と取り扱った取引が行われたこと。上記の通り、Cは林木②に
ついても無権利者である。したがって12217. Dは林木②を柱として、平積材
192条5目である。192条の善意・無過失の基準は取引行為時に
解すべきであり、平成22年12月請負契約が締結された日、平成22
年5月2日である。この時点でDは善意である。また、DはAの
取引慣行を知っていたこと、事情は22217. 損失を認めらる。
Dは、平成22年7月27日、Cに対して報酬1600万円を支払ったこと、金
返金は8月10日とされたこと、契約内容に照らし、この時点で建築物
の所有者はDに属し、金銭はDが所有し、Cは間接所有と認めらる。Aは
林木②につき利益を、同日にDは林木②を柱として評価した。この点
は認めらる。
(3) 57. Dの反論は認めらる。
2. 57. Aの請求は認めらる。
第2設問2(1)12217.
1. Eは林木③の所有に基づき請求に対し、Gは林木④とFは
所有権をめぐり争い主張は、197条に基づき対抗要件はFは具備し
たことに基き、Eは林木③の所有権を喪失したと主張し、主張は認め
らる。
2. 上記の主張が認めらる点から、EはAとFに対し、
林木③の所有権移転、④ FはEに基き、林木④の対抗要件
を具備したと主張し、主張は認めらる。
3. 本件につき、平成24年1月17日、AF間で、Aは甲斐地及び
甲斐上の本件土地をFに売却し、売買契約が締結された。

※解答は左ページから書き始めてください。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

1. 上記のとおりである。

この事実を勘案すると、Hは責任能力が乏しかったと認められ、712条の適用は適当である。

(3) 以上より、Lは714条・709条に基づき、Lが請求した損害額の範囲で賠償を請求する。

2. LがCに対して、709条第1項の責任を主張することは認められる。

(1) 709条に基づき責任を認めらるべき場合には、①故意又は過失、②権利又は法律上の利益の侵害、③①②の因果関係、④損害の発生及びその範囲、⑤③④の因果関係が成立していることが必要である。①に關連し、責任能力の乏しい未成年者の監督義務者であるHの過失と相当因果関係のあり得ることは、監督義務者の固有の責任を認めるときに解可である。

(2) 本件に於いて、Hは中学2年生頃から粗暴な行動をとり、親であるCに対して反抗的であった。これにより、CはHに対して一般の注意を要する以上の対策を講ずる必要が生じた。Hは、Cの忠告を無視し、危険な行動を繰り返していることが、本件事実から認められる。Hの過失として認められる。前記の事実を総合すると、Cは、Hの行為を予見することができたといえる。Hの行為とCの過失との間に相当因果関係がある。

したがって、Cは709条に定める過失があり、Lの損害と相当因果関係がある。

Cは上記の過失により、Lを乗せて、Lが運転していた自動車に衝突し、Lは右腕を骨折した。治療費相当の30万円の損害が発生した。

(3) 以上より、Cは709条に基づき責任を認められ、Lの請求は認められる。

第6 設問3 (2) に答える。

Cは722条2項に基づき、損害額の範囲で反論をすることができ、この反論は認められる。

本件事実上、Lは道路を走行する自動車に乗り込んでいた。Lの通り慣れた道であり、上記の形で自動車を運転すること、一般の交通事情を招来する危険を伴うことは明らかである。自動車に乗り込む者は、自動車に整備不良があることを知り、これを故障した状態の自動車に乗り込む義務を負う。Lは前照灯の故障を認識して、これを放置して運転していた。

Cは上記の事実、運転者の義務違反を認められ、Lの過失を肯定する。

L自身は過失は認められる。LはLを乗せて運転していたLの親であり、一般社会生活上、一体の者としてみなすべきである。

以上より、本件では722条2項の適用があり、Cの反論は認められる。

以上

※解答は左ページから書き始めてください。

8 ページ

裏面へ

7 ページ